

平成 26 年2月3日

各位

船井電機株式会社

代表者名 取締役 執行役員社長

上村 義一

(コード番号 6839 東証第一部) 問合せ先 IR・広報室 藤井 透 (TEL. 072-870-4395)

特別損失(アドバイザリー費用)の計上に関するお知らせ

平成 26 年3月期第3四半期連結累計期間(平成 25 年4月1日~平成 25 年 12 月 31 日)における特別損失の計上について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別損失の内容

当第3四半期連結累計期間におきまして、アドバイザリー費用として1,166百万円の特別損失を計上いたしました。

これは予定されていた Koninklijke Philips N.V.(以下、「PHILIPS」といいます。)のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式取得において、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等であるところ、当該株式取得案件について PHILIPS が株式譲渡契約を解除したこと及び国際商業会議所へ仲裁を申し立てたこと、また、それに対して当社が反対請求の申立てを行ったことに伴い費用処理したものであります。

2. 今後の見通し

上記の特別損失の計上による業績への影響等につきましては、本日公表の「平成 26 年 3月期第3四半期決算短信[日本基準](連結)」をご参照ください。

以上